

委員会提出議案第 1 号

大口町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について

大口町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 7 年 3 月 2 5 日提出

議会運営委員会委員長 佐名 かよ子

(理由)

この案を提出するのは、情報通信技術の活用による行政手続き等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

大口町議会の個人情報の保護に関する条例（令和４年大口町条例第４７号）の一部を次のように改正する。

第２条第４項中「。以下「情報公開条例」という」を削り、「第２条第１項」を「第２条第１号」に改め、同条第１０項中「以下」を「第１２条第５項において」に、「第２条第８項」を「第２条第９項」に改める。

第１２条第５項中「及び第２９条」を削り、同項の表第３８条第１項第１号の項中「第２条第９項」を「第２条第１０項」に改める。

第１７条第１項各号列記以外の部分中「以下」を「第３項において」に改め、同条第２項第１号ア中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第１８条第１項中「議会の保有する」を削り、同条第２項中「この章において」及び「この章及び第４８条において」を削る。

第２７条第２項中「この章において」を削る。

第３１条第２項中「この章及び第４８条において」を削る。

第３２条第３項中「この章において」を削る。

第３８条第１項中「この章において」を削り、同条第２項中「この章及び第４８条において」を削る。

第３９条第３項中「この章において」を削る。

第４７条中「第４章」を「前章」に改める。

第４８条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

大口町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正新旧対照表

新			旧		
(定義)			(定義)		
第 2 条 略			第 2 条 略		
2・3 略			2・3 略		
4 この条例において「保有個人情報」とは、議会事務局の職員（以下この章から第 3 章まで及び第 6 章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、大口町情報公開条例（平成 11 年大口町条例第 28 号。） <u>第 2 条第 1 号</u> に規定する情報（以下「行政文書」という。）に記録されているものに限る。			4 この条例において「保有個人情報」とは、議会事務局の職員（以下この章から第 3 章まで及び第 6 章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、大口町情報公開条例（平成 11 年大口町条例第 28 号。） <u>以下「情報公開条例」という。</u> ） <u>第 2 条第 1 項</u> に規定する情報（以下「行政文書」という。）に記録されているものに限る。		
5～9 略			5～9 略		
10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。 <u>第 12 条第 5 項</u> において「番号利用法」という。） <u>第 2 条第 9 項</u> に規定する特定個人情報をいう。			10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。 <u>以下「番号利用法」という。</u> ） <u>第 2 条第 8 項</u> に規定する特定個人情報をいう。		
11～13 略 (利用及び提供の制限)			11～13 略 (利用及び提供の制限)		
第 12 条 略			第 12 条 略		
2～4 略			2～4 略		
5 保有特定個人情報に関しては、第 2 項第 2 号から第 4 号までの規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。			5 保有特定個人情報に関しては、第 2 項第 2 号から第 4 号まで <u>及び第 29 条</u> の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。		
略	略	略	略	略	略
第 38 条第 1 項第 1 号	又は第 12 条第 1 項及び第 2 項の規定に	第 12 条第 5 項の規定により読み替えて適用す	第 38 条第 1 項第 1 号	又は第 12 条第 1 項及び第 2 項の規定に	第 12 条第 5 項の規定により読み替えて適用す

新			旧		
	違反して利用 されていると き	る同条第1項及 び第2項（第1 号に係る部分に 限る。）の規定 に違反して利用 されていると き、番号利用法 第20条の規定 に違反して収集 され、若しくは 保管されている とき、又は番号 利用法第29条 の規定に違反し て作成された特 定個人情報ファ イル（番号利用 法第2条第10 項に規定する特 定個人情報ファ イルをいう。） に記録されてい るとき		違反して利用 されていると き	る同条第1項及 び第2項（第1 号に係る部分に 限る。）の規定 に違反して利用 されていると き、番号利用法 第20条の規定 に違反して収集 され、若しくは 保管されている とき、又は番号 利用法第29条 の規定に違反し て作成された特 定個人情報ファ イル（番号利用 法第2条第9項 に規定する特定 個人情報ファイ ルをいう。）に 記録されている とき
略	略	略	略	略	略
（個人情報ファイル簿の作成及び公表） 第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（<u>第3項</u>において「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。 （1）～（9） 略 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。 （1）次に掲げる個人情報ファイル ア 議会の議員若しくは議員であった者又			（個人情報ファイル簿の作成及び公表） 第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（<u>以下</u>「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。 （1）～（9） 略 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。 （1）次に掲げる個人情報ファイル ア 議会の議員若しくは議員であった者又		

新	旧
は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与<u>若しくは報酬若しくは福利厚生</u>に関する事項<u>又は</u>これらに準ずる事項を記録するもの。 イ～キ 略 (2)・(3) 略 (3) 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル 3 略 (開示請求権) 第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。 (第三者に対する意見書提出の機会の付与等) 第27条 略 2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定（以下「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。 (1)・(2) 略 3 略	は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与<u>又は報酬、福利厚生</u>に関する事項<u>その他</u>これらに準ずる事項を記録するもの。 イ～キ 略 (2)・(3) 略 (3) 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル 3 略 (開示請求権) 第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、<u>議会の保有する</u>自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下<u>この章において</u>「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下<u>この章及び第48条において</u>「開示請求」という。）をすることができる。 (第三者に対する意見書提出の機会の付与等) 第27条 略 2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定（以下<u>この章において</u>「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。 (1)・(2) 略 3 略

新	旧
(訂正請求権) 第 3 1 条 略 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。 3 略 (訂正請求の手続) 第 3 2 条 略 2 略 3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。 (利用停止請求権) 第 3 8 条 何人も、自己を本人とする保有個人情報 情報が次の各号のいずれかに該当すると思料 するときは、この条例の定めるところにより、 議長に対し、当該各号に定める措置を請求す ることができる。ただし、当該保有個人情報の 利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利 用停止」という。）に関して他の法令の規定 により特別の手続が定められているときは、 この限りでない。 (1)・(2) 略 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による 利用停止の請求（以下「利用停止請求」と いう。）をすることができる。 3 略 (利用停止請求の手続) 第 3 9 条 略 2 略 3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備が	(訂正請求権) 第 3 1 条 略 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下<u>この章及び第 4 8 条において</u>「訂正請求」という。）をすることができる。 3 略 (訂正請求の手続) 第 3 2 条 略 2 略 3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下<u>この章において</u>「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。 (利用停止請求権) 第 3 8 条 何人も、自己を本人とする保有個人情報 情報が次の各号のいずれかに該当すると思料 するときは、この条例の定めるところにより、 議長に対し、当該各号に定める措置を請求す ることができる。ただし、当該保有個人情報の 利用の停止、消去又は提供の停止（以下<u>この章において</u>「利用停止」という。）に関し て他の法令の規定により特別の手続が定めら れているときは、この限りでない。 (1)・(2) 略 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による 利用停止の請求（以下<u>この章及び第 4 8 条 において</u>「利用停止請求」という。）をす ることができる。 3 略 (利用停止請求の手続) 第 3 9 条 略 2 略 3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備が

新	旧
あると認めるときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。 （適用除外）	あると認めるときは、利用停止請求をした者（以下<u>この章において</u>「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。 （適用除外）
第４７条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する行政文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、<u>前章</u>（第４節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。 （開示請求等をしようとする者に対する情報提供等）	第４７条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する行政文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、<u>第４章</u>（第４節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。 （開示請求等をしようとする者に対する情報提供等）
第４８条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定に<u>資する情報の提供</u>その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。	第４８条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。